## 破産手続廃止

**平成２７年（フ）第７３３８号**
東京都葛飾区白鳥４丁目１―25―202、開始決定時の住所東京都葛飾区四つ木４丁目25―9
破産者　三森　雅文
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第９５７６号**
東京都港区南青山６丁目11番３号
破産者　株式会社イーストワークスエンタティンメント
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１０５６２号**
東京都大田区仲池上１丁目26―８―503
破産者　島崎　大介
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２６４３号**
東京都渋谷区千駄ケ谷２―37―５　エクレールコート千駄ケ谷201号室、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ケ谷１丁目23番６―203号
破産者　株式会社シクロ・イマージュ
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２６７７号**
茨城県土浦市霞ケ岡町29―23
破産者　坂本　正一
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２６９１号**
東京都世田谷区尾山台２丁目26―７
破産者　浅見　俊夫
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２８９０号**
東京都足立区千住関屋町10―14―1102
破産者　中田　綾子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２８９８号**
東京都板橋区相生町１―10―Ａ407
破産者　高木　俊一
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２９９０号**
東京都府中市白糸台３丁目13―２―104、開始決定時の住所東京都府中市住吉町４丁目16―１―206
破産者　戸塚　隆夫
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３０６１号**
埼玉県川越市藤間402番地12
破産者　株式会社スワヤ商事
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３０６２号**
埼玉県川越市大字伊佐沼122―１
破産者　諏訪部直孝
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３１１７号**
東京都葛飾区新小岩４丁目20―６―103
破産者　蔵並　藤弘
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３１１９号**
東京都大田区池上３丁目39―９―601
破産者　山村龍也こと　山村　竜也
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３１３２号**
東京都豊島区東池袋１丁目22番５号
破産者　有限会社トム・インターナショナル・スクール
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３１３３号**
神奈川県横浜市鶴見区岸谷４丁目32―16
破産者　赤堀　道子
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３１４０号**
東京都北区志茂１丁目４―13―109　ＴＡＫＰＬＡＺＡ　Ⅱ
破産者　黒川　和裕
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３１５４号**
東京都江東区南砂７丁目６―16　金森ビル１Ｆ
破産者　新木　義雄
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３２０１号**
東京都板橋区赤塚６丁目34―12
破産者　田中　典夫
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３３８５号**
東京都葛飾区東新小岩２丁目６番18―1113号
破産者　株式会社ＡＳＵＫＡ
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３４２９号**
東京都新宿区西新宿７丁目７番23号
破産者　株式会社ティーエム・エンタテインメント
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３４３０号**
東京都江戸川区臨海町４丁目２―２―705　パークサイドビル
破産者　鶴田　洋一
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部